

議案第 2 号

野田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

野田市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月10日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員定数条例の一部を改正する条例

野田市職員定数条例（昭和 25 年野田市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号列記以外の部分中「1, 094 人」を「1, 097 人」に改め、同項第 7 号中「198 人」を「201 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

救急業務の需要の増加に対応するため、消防本部及び消防署の職員の定数に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市職員定数条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員定数条例(昭和25年野田市条例第39号)

改 正 案	現 行
(職員の定数) 第2条 職員の定数は <u>1,097人</u> とし、次に掲げる部局等に配置する。 (1)～(6) (略) (7) 消防本部及び消防署の職員 <u>201人</u> (8) (略) 2・3 (略)	(職員の定数) 第2条 職員の定数は <u>1,094人</u> とし、次に掲げる部局等に配置する。 (1)～(6) (略) (7) 消防本部及び消防署の職員 <u>198人</u> (8) (略) 2・3 (略)